

平成 30 年度 地方創生プロジェクト推進助成金アイデアコンペ 募集要項

1. 趣旨

平成 27 年度より、まち・ひと・しごとづくりを通じて人口減少に歯止めをかけ地域を元気にするため、「アイデア工房会議」・「池女会」を開催し、町民と役場の協働による地方創生事業を実現してきました。

今回のアイデアコンペは、『池田町版地方創生総合戦略』に位置づけられた事業について、民間主導による地方創生プロジェクトの展開を推進するため、アイデア・事業の実施者を募集し、事業認定者には助成金を交付します。提案者には、アイデアを出すのみならず、事業の実施主体になっていただきます。

人口減少社会に歯止めをかけ、持続的に発展していくためにはどのような取組が必要なのか、池田町の 3 年後、将来を見据えた、町民の幸せにつながるアイデアの応募を期待しています。

2. 提案内容

地方創生とは、人口減少社会に歯止めをかけるため、地域ならではのまち・ひと・しごとづくりを実施していくものです。地方創生事業は、①客観的な数値指標を立て、進捗管理・改善を行うこと、②事業を進めていく中で事業収入等を得ることで、将来的に自走していくこと、が求められています。

上記を踏まえ、『池田町版地方創生総合戦略』に位置づけられたプロジェクトのいずれかを切り口に、事業の提案を求めます。

- ・ I T ・ S N S を活用した特産品の情報発信
- ・ 「どうせ住むなら池田町」移住者向けの情報発信や移住コンシェルジュの募集
- ・ 「I love Ikeda」町民による池田の魅力発信
- ・ ショートフィルム・YouTube など池田町をアピールしよう
- ・ 「達人から学べ！」町の達人と町民の交流の場づくり
- ・ 街を明るくするプロジェクト
- ・ 空き家ワンコインカフェ 等

<事業の条件について>

- 助成金の交付対象となる事業実施期間は、平成 31 年 3 月末日までになります。また、平成 33 年 3 月末日までの事業計画、数値目標の設定が必要です。
- 総事業費について上限はありません。ただし、助成金上限額は、1 事業につき 30 万円です。
- 経営的な財源振替、赤字施設への運営費の補填に対する経費等は、事業費に含まないこと。

提案内容については、以下の6つの事項を全て記載・表現して下さい。

① 事業名

② なぜ、事業に取り組むのか（課題・背景）

③ 何を実施するのか（事業内容）

※誰が実施するのか（事業推進主体）についても記載して下さい。事業内容が、池田町内のみの取組ではなく、他の市町村と連携しながら広域的に取り組むものである場合、それが分かるように記載して下さい。

④ 事業を通じて、どのような姿を目指すのか（将来像）

※数値目標についても、見込みで構いませんので記載して下さい。

⑤ 事業収入等をどのように得るのか（自立性）

※収入額の見込み、事業収入が得られる時期の目処についても記載してください。

⑥ 事業額（単年度ごと）

※事業額は単年度ごとに記載して下さい。提案者による出資額、金融機関からの融資の見込みの有無についても記載してください。

3. 提出方法

以下の提出先に、企画提案書（様式1）を、電子メール、郵送又は持参により提出してください。電子メールによる提出の場合は、件名を「地方創生プロジェクト推進助成金事業アイデアコンペ（〇〇〇）」として送信してください。提出後に必ず確認の電話をしてください。提出期限は平成30年7月17日（火）午後5時までです。

<提出先>

池田町役場 総務部企画課 企画総合政策係 國枝・小倉
住所 〒503-2492 岐阜県揖斐郡池田町六之井1 4 6 8 - 1
電話 0585-45-3111（代） 内線 241・242
E-mail yakuba@town.gifu-ikeda.lg.jp

4. 参加資格

町内在住者、町内に主たる事業所を有する企業、NPO法人、任意団体、又は起業の日に町内に主たる事業所を有する予定の新規創業者。

5. 質疑応答

募集要項に関して不明な点がございましたら、電子メール又はFAXにより提出してください（様式は自由）。電子メールによる提出の場合は、件名を「地方創生地方創生プロジェクト推進助成金事業 質疑応答（〇〇〇）」として送信してください。質問提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。

<お問い合わせ先>

池田町役場 総務部企画課 企画総合政策係 國枝・小倉

住所 〒503-2492 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1

電話 0585-45-3111 (代) 内線 241・242

FAX 0585-45-8314

E-mail yakuba@town.gifu-ikeda.lg.jp

6. 審査

(1) 審査委員

外部有識者、行政関係機関等から審査委員を選出します。

(2) 審査の流れ

「地方創生プロジェクト推進事業アイデアコンペ審査会」の意見を踏まえ町長が決定します。「地方創生プロジェクト推進事業アイデアコンペ審査会」開催時に、事業提案者には、提案事業についてのプレゼンもしくは追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 評価項目

- ・ 自主性 (実施主体がはっきりしているか)
- ・ 主体性 (継続的に事業を実施できるか)
- ・ 先導性 (新しい取り組みであるか)
- ・ 地域性 (地域課題の解決、地域の魅力創造に繋がっているか)
- ・ 実現可能性 (3ヶ年の計画に整合性があるか)
- ・ 理解性 (『池田町版地方創生総合戦略』を理解しているか)

(4) 審査結果の公表等

審査の結果、助成対象として認定された提案を池田町ホームページに掲載します。なお、審査結果についてのお問い合わせには応じられないほか、審査委員の決定事項に異議を申し立てることはできません。また、審査の結果、いずれの提案も助成対象として認定されない可能性があることをご了承下さい。

7. 個人情報の取扱い

本アイデアコンペの実施に係る個人情報については、「池田町個人情報保護条例」に基づき、適切に取り扱います。 <http://www.town.gifu-ikeda.lg.jp/0000000713.html>

8. 著作権等

提案内容の著作権は応募者に帰属します。

池田町は、本アイデアコンペの範囲内で著作権者名を明示した上で、報告書、記者発表

資料、池田町のホームページ等を通じて、提案されたアイデア、情報等を公表できるもの
とします。

9. スケジュール

日付	作業内容	
平成 30 年		
6 月 13 日 (水)	助成金事業募集申込開始	申請者 → 池田町 企画提案書 (第 1 号様式) の 提出
7 月 17 日 (火) 17 時	助成金事業募集締切	
7 月下旬	アイデアコンペ審査会開催 審査結果通知	池田町 → 申請者 審査結果通知書 (第 2 号様式) の送付
8 月上旬	交付申請受付開始	申請者 → 町 交付申請書 (第 4 号様式) 及び添付書類 (事業計画書・ 収支予算書等) の提出
	交付決定通知	町 → 申請者 交付決定通知 (第 5 号様式) の送付
事業が完了した日から起算 して 30 日を経過する日又は 平成 31 年 3 月 29 日のいずれ か早い日	実績報告書提出	申請者 → 町 実績報告書 (第 8 号様式) 及び添付書類 (事業実績内容 ・収支決算書・領収書の写し 等) の提出